

財務省告示第四百八十二号

平成十五年六月十三日

平成十五年七月一日から発行を開始する日本銀行券壹万円、五
千円及び千円の様式を定める件

日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十七条第二項の規定に基づき、平成十五年七月一日から発行を開始する日本銀行券壹万円、五千円及び千円の様式は、昭和五十九年十一月一日から発行する日本銀行券壹万円、五千円及び千円の様式を定める件(昭和五十九年六月大蔵省告示第七十六号)に定める日本銀行券壹万円、五千円及び千円の様式とする。この場合において、日本銀行券壹万円及び五千円の様式にあつては、表の項中「黒色」とあるのは、「褐色」と、表面中「大蔵省印刷局製造」とあるのは、「国立印刷局製造」とし、日本銀行券千円の様式にあつては、表の項中「黒色」とあるのは、「暗緑色」と、表面中「大蔵省印刷局製造」とあるのは、「国立印刷局製造」とする。

財務大臣 塩川 正十郎